

○愛媛県規則第2号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成27年3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療等の用途)

第2条 条例第13条ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

(1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第69条第4項の試験の用途

(3) 法第76条の6第1項の検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途

(収去証)

第3条 条例第14条第1項の職員は、同項の規定により条例第12条第1項に規定する知事指定薬物又はその疑いがある物品を収去しようとする

するときは、その相手方に、収去証（様式第1号）を交付しなければならない。

（身分証明書）

第4条 条例第14条第3項（条例第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

（警告書）

第5条 条例第15条第3項の規則で定める書面は、警告書（様式第3号）とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所所在地
- 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称
- 3 収去品名及び収去数量
- 4 収去場所

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成26年愛媛県条例第53号) 第14条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

所 属

収去者 職 名

氏 名

印

備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(表)

身 分 証 明 書	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> 写 真 貼 付 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> 所 属 職 名 氏 名 </div> </div>
<p>年 月 日 発行</p> <p>年 月 日 まで有効</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>上記の者は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成26年愛媛県条例第53号) 第14条第 1 項及び第16条第 2 項の職員であることを証明する。</p>	
<p>愛媛県知事 印</p>	

(裏)

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例 (抜粋)

(立入検査等)

第14条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、知事指定薬物若しくはその疑いがある物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又はこれらの物を製造し、栽培し、販売し、授与し、貯蔵し、若しくは陳列した者 (以下「貯蔵者等」という。) に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、貯蔵者等の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、取去させることができる。

2 省略

3 前2項の規定により立入検査、質問又は取去をする者は、第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄等)

第16条 知事は、第13条第1号の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている知事指定薬物又は同号の規定に違反して製造され、栽培され、販売され、若しくは授与された知事指定薬物について、これらの知事指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置 (以下「廃棄等の措置」という。) をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、その職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 前項の規定による廃棄、回収その他の処分をする職員については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

第6章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 第16条第1項の規定による命令に違反し、又は同条第2項の規定による廃棄、回収その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第30条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項若しくは同条第2項の規定による立入検査若しくは同条第1項の規定による取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項若しくは同条第2項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

警 告 書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



がした次の行為は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第13条の規定に違反するので、同条の規定に違反する行為をしないよう（させないよう）警告する。

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 行為の内容

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。